

## 事務事業評価表

平成14年度	主要事業計画対象の有無	有	電話	042(769)8321
担当部課名	保健福祉部	介護保険	課	保険
事務事業名	在宅サービスの利用促進		事業コード	11530

## 1 総合計画における位置づけ

政策名	第1章	安心して生活できる福祉社会を作ります	事業開始年度
基本施策名	第5節	社会保障制度の充実に向けて	12
施策名	第3施策	介護保険制度の円滑な運営	年度

## 2 実施根拠及び関連法令等

介護保険法40条～61条

## 3 事業概要

(1) 事業の目的		(2) 対象(誰、何)	
介護保険は、加齢による病気等で介護サービスが必要となった人に対し、サービス提供に係る費用の9割を保険から給付することにより、利用者が必要性に応じて適切にサービスを利用できるようにすることを目的とする。在宅サービスは、可能な限り住み慣れた地域や環境の中で生活をする社会の実現のため重要なサービスであり、利用の促進を図っていく必要がある。		在宅サービス受給者 (平成14年2月末)	
		対象数	4,448人
(3) 平成13年度事業の内容		(4) 総合計画・実施計画における概要	
介護保険受給者に対してサービス利用に伴う保険給付を次のとおり実施した。 <平成13年度> 認定者数(平成14年2月末) 7,982人 受給者数(平成14年2月末) 6,145人 (内訳)在宅 4,448人、施設 1,697人 保険給付費 10,817,335千円 (内訳)在宅4,428,577千円、施設6,388,758千円 在宅サービス受給者の利用上限単位数に対する利用率 39.0%(12年度36.9%)		介護保険制度の施行体制を整備するとともに、制度の普及、啓発に努める。保険給付が円滑に実施できるよう、介護サービス供給体制の計画的な確保を図る。	
		(5) 個別計画の概要	
		計画名 相模原市高齢者保健福祉計画	
		計画年次 平成12年度～平成16年度	
		要介護者等利用者の選択により多様な事業者や施設からサービスを受け可能な限り住み慣れた地域や環境の中で生活をする社会の実現を図る。	

## 4 評価指標

指標名	利用上限単位数に対する利用率		
指標式	実利用単位数/利用上限単位数		
指標設定の意図	在宅サービス受給者のサービス利用率からサービス利用度を図る。 (目標数値は、計画数値)		

## 5 目標と実績

〔金額単位：千円〕

	平成11年度	平成12年度	平成13年度(評価対象年度)		平成14年度	
	実績	実績	実績	目標	目標	
指標		37	a 39	b 35	43	
指標			c	d		
指標			e	f		
事業費	決算(予算)額	2,945,532	4,428,577	5,372,422	7,257,825	
	人員・時間数	10人	10人	10人	11人	
	人件費	84,200	84,200	84,200	92,620	
	その他経費	0	0	0	0	
	合計	0	3,029,732	4,512,777	5,456,622	7,350,445
特定財源						

6 個別評価

(1)達成度…目標をどれだけ達成したか			
評価 A ▼	A : 達成している ( 100%)	= 、 、 の平均値 = 111.3%	
	B : 一部達成していない(100%> 80%)		
	C : 達成していない (80%> )		
$\frac{a}{b}$	$\frac{39.0}{35.1} \times 100 = 111.3\%$	$\frac{c}{d}$	$\times 100 =$
$\frac{e}{f}$	$\times 100 =$		
理由 :	介護保険制度の主旨である在宅介護生活の促進が順調に図られている。しかし、在宅でのサービス利用については、サービス提供事業者の不足やヘルパー、PT等の専門家の人材不足等も今後の課題であり、在宅サービスの利用を控えている場合もあると考えられる。		

(2)必要性…時代変化に適応した事業内容か			
評価 A ▼	A : 適応している	理由 :	高齢化の進行とともに、要介護者の増加が考えられるが、要介護状態となっても、できる限り在宅で自立した日常生活を営むための仕組みとして、時代変化に適応している。
	B : 一部適応していない		
	C : 適応していない		

(3)経済性・効率性…費用対効果は妥当か			
評価 A ▼	A : 妥当である	理由 :	介護保険制度については、費用について、自助を基本としながら相互扶助によりまかなう、負担と給付の関係が明確な社会保険方式であるため、費用対効果は妥当である。
	B : 一部妥当でない		
	C : 妥当でない		

(4)事業の代替性…県、民間との役割分担のあり方から見て、市が実施していくことが適当か			
評価 A ▼	A : 代替の可能性ない	理由 :	介護保険法に基づく保険給付であり、代替性はない。
	B : 代替の可能性低い		
	C : 代替の可能性高い		

(5)市民満足度…対象市民の満足は得られているか			
評価 B ▼	A : 満足できる	理由 :	平成13年度居宅サービス利用者実態調査の中で、介護サービスの満足度について尋ねたところ 大変満足している16.8%、 おおむね満足している63.7%であわせて80.5%の方が満足している。一方で12%の方が不満ということであった。
	B : 一部満足できない		
	C : 満足できない		

(6)有効性…当該事業は上位の施策を実現する上で有効か			
評価 A ▼	A : 有効である	理由 :	介護保険法に基づく保険給付事業として有効である。
	B : 一部有効である		
	C : 有効でない		

<p>評価バランスチャート</p>	<p>成果向上の余地</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ある</p> <p><input type="checkbox"/> ない</p> <p>説明 : より広報、PRを行うことにより、制度の周知と理解が深まり、またサービスの供給体制の充実が進めば、在宅のサービス受給者、サービス利用が増加すると考えられる。</p>
	<p>コスト改善余地</p> <p><input type="checkbox"/> ある</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ない</p> <p>説明 : 給付費については、介護度別に単価が決められるため、コスト改善余地は難しい。</p>

7 総合評価

評価	AA ▼	他自治体の類似事業との比較	市町村ごとに介護保険事業計画を作成しているため、比較は適当でない。
	今後の進め方		
<input checked="" type="checkbox"/>	継続	説明	介護保険法が施行されて2年を経過したところであるが、在宅サービスの給付については、件数、支給額ともに増加傾向にある。在宅サービス利用者の利用上限単位数に対する利用率も増加しており、在宅サービスの利用が促進されていると言える。ただし、現時点では統計的にも比較する数値が少ないことから今後の動向を見守る必要がある。
<input type="checkbox"/>	見直し		
<input type="checkbox"/>	廃止		
<input type="checkbox"/>	完了		

8 二次評価における変更点

--